

介護老人保健施設のぞみ 短期入所療養介護利用料金表

令和5年4月改定

施設サービス費・各種加算は「単位数×10.45円」で換算されます。* 四街道市は5級地(1単位=10.45円)
 そのうち1割~3割が自己負担金額です。施設の利用料金は保険部分(施設サービス費+各種加算)+実費部分となります。

			介護保険施設サービス費			実費部分						利用料金1日あたり (施設サービス費+実費部分)		
	介護度	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	居住費	食費	日用品費	教養 娯楽費	個別 料金	個室 使用料	1割負担	2割負担	3割負担
個室	支援1	577単位	603円	1,206円	1,809円	1640円 /日	1800円 /日 朝食 530円 昼食 650円 夕食 620円	200円 /日	200円 /日	利用者別	2000円/日	6,443円	7,046円	7,649円
	支援2	721単位	754円	1,507円	2,261円							6,594円	7,347円	8,101円
	1	752単位	786円	1,572円	2,358円							6,626円	7,412円	8,198円
	2	799単位	835円	1,670円	2,505円							6,675円	7,510円	8,345円
	3	861単位	900円	1,800円	2,700円							6,740円	7,640円	8,540円
	4	914単位	956円	1,911円	2,866円							6,796円	7,751円	8,706円
	5	966単位	1,010円	2,019円	3,029円							6,850円	7,859円	8,869円
多床室	支援1	610単位	638円	1,275円	1,913円	470円 /日	1800円 /日 朝食 530円 昼食 650円 夕食 620円	200円 /日	200円 /日	利用者別	なし	3,308円	3,945円	4,583円
	支援2	768単位	803円	1,605円	2,408円							3,473円	4,275円	5,078円
	1	827単位	865円	1,729円	2,593円							3,535円	4,399円	5,263円
	2	876単位	916円	1,831円	2,747円							3,586円	4,501円	5,417円
	3	939単位	982円	1,963円	2,944円							3,652円	4,633円	5,614円
	4	991単位	1,036円	2,071円	3,107円							3,706円	4,741円	5,777円
	5	1,045単位	1,092円	2,184円	3,276円							3,762円	4,854円	5,946円

【個別料金】* 電気料金の値上げや物価変動等により料金を変更する場合があります。

	1日
電気使用量(電気剃刀充電)	11円
電気使用量(電気毛布)	110円
電気使用量(ラジオ・タブレット等)	55円
電気使用量(携帯電話)* 長期間利用の場合	825円/月
訪問美容代 *メニューにより料金は異なります	実費
移動美容室 *メニューにより料金は異なります	実費

【サービス体制関連の加算】* 定期的に見直しを行うため、利用料が変動する場合があります。

加算項目		
サービス提供体制強化加算 * 当施設は現在(Ⅲ)に該当	日	6単位 1割 7円 2割 13円 3割 19円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	月	所定単位数×0.039
介護職員特定処遇改善(Ⅱ)	月	所定単位数×0.017
介護職員等ベースアップ等支援加算	月	所定単位数×0.008

介護老人保健施設のぞみ 短期入所療養介護利用料金表(2)

加算項目	内容		単位	1割	2割	3割
個別リハビリテーション実施加算	個別リハビリテーションを行った場合	日	240	251円	502円	753円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅療養支援機能にまつわる指標を満たした場合	日	34	36円	71円	107円
送迎加算	施設の送迎車にて送迎を行った場合	片道	184	193円	385円	577円
緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族等の事情により、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行った場合 * 利用開始日から7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度	日	90	94円	188円	282円
認知症ケア加算(介護予防を除く)	認知症自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴに該当し、認知症棟をご利用の場合	日	76	80円	159円	239円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理状態が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護を利用する事が適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合(利用開始日から7日を限度)	日	200	209円	418円	627円
療養食加算	医師の指示に基づき療養食を提供した場合	食	8	9円	17円	25円
重度療養管理加算(介護予防を除く)	要介護4又は5の医学的管理が必要な入所者に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、療養上必要な処置を行った場合	日	120	126円	251円	377円
緊急時治療管理	病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理(投薬・検査・注射・処置等)を行った場合 (1月に1回、連続する3日を限度)	日	518	542円	1083円	1624円
総合医学管理加算	治療管理を目的とし、定められた基準に従って、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行った場合 (利用中7日を限度)	日	275	288円	575円	862円

【介護保険負担限度額認定証について】介護保険施設入所や短期入所サービスご利用の際に、所得段階によって、居住費と食費の負担額が減額となる場合があります。住民票の所在地の市区町村の介護保険課の窓口へ申請後、認定を受けられた方には、「介護保険負担限度額認定証」が交付されますので、受付窓口にご提示をお願いいたします。

* 世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が市町村民税非課税の場合が対象となります。

対象の区分	居住費		食費
	多床室	多床室	
高齢福祉年金を受給している方 生活保護を受給している方 (第1段階)	490円	0円	300円
年金収入等 80万円以下の方 (第2段階)	490円	370円	390円
年金収入等 80万円超120万円以下の方 (第3段階①)	1310円	370円	650円
年金収入等 120万円超の方 (第3段階②)	1310円	370円	1360円
市区町村民税課税世帯の方(通常料金の方) (第4段階)	1640円	470円	1800円